

湯沢市農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項

令和8年7月31日で任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人 構成の要件 ・認定農業者10人以上 ・農業委員会の事務に関して利害関係を持たない方1人以上 ※その他、年齢、性別に著しい偏りがで きないように配慮します。 ※両方に推薦または応募することができます。ただし、兼務することはできません。	18人 地域ごとの定数 ・湯沢地域8人 ・稻川地域4人 ・雄勝地域4人 ・皆瀬地域2人
対象者	農業に関する識見を持ち、農地利用の最適化に関する事項、その他農業委員会の事務に属する事項について、その職務を適切に行うことができ、次の①②に該当する方が対象です。 ①市内に住所がある方 ②市の職員でない方 なお、次のいずれかに該当する場合は委員になることができません。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの方	農地利用の最適化の推進に熱意と識見を持ち、次の①②に該当する方が対象です。
応募方法	推薦用紙又は応募用紙に必要事項を記入し、農業委員会事務局（本庁舎2階）へ持参又は郵送で提出してください。 ・個人が推薦する場合（推薦者は3名以上）【様式1号】 ・団体等が推薦する場合【様式2号】 ・自ら応募する場合【様式3号】 ※推薦・応募用紙は農業委員会事務局・各総合支所（稻川・雄勝・皆瀬）で配布又は市ホームページからもダウンロードできます。 https://www.city-yuzawa.jp/life/5/48/	
受付期間	令和8年2月10日（火）～令和8年3月13日（金） 〈受付〉平日の午前8時30分から午後5時15分まで 郵送の場合は、受付最終日（3/13）の消印有効	
応募状況の公表	受付期間の中間日及び期間終了後、市ホームページで公表します。	
選任方法	提出された推薦書又は応募書の内容を基に市長が農業委員候補者を、農業委員会が農地利用最適化推進委員候補者を選定します。 ※選定するときは、湯沢市の農業の現状を理解し発展に努める方、農地利用の最適化の推進に熱意をもって活動する方であるかを重視します。 市長は、市議会の同意を得て、候補者を委員として任命します。	農業委員会は、農業委員会総会の議決を得て、候補者を委員として委嘱します。
選任結果の通知	選任結果については、書面で推薦又は応募した方全員に通知します。 ※選任結果に対する問合せにはお答えできません。	
委員の任期	令和8年8月1日～令和11年7月31日（3年間）	
報酬（月額）	会長 47,000円 会長代理 36,000円 委員 34,000円	委員 28,000円
主な業務	毎月総会へ出席 ・農地法や他の法令に係る農地の権利移動、農地転用等の許可、違反転用への対応 ・農地利用最適化の推進に関する指針の決定 農業者年金の加入推進 農地利用の最適化を推進（右欄内容）	農地利用の最適化を推進 ・担当地域内において現場活動 ・農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進 ・農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消 ・新規参入の促進
問い合わせ先	〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市農業委員会事務局（本庁舎2階）	電話（0183）73-2138（班直通）